



いじめ防止について

昨年度も学園だよりでお伝えしましたが、今年度につきましても、「いじめ防止について」お伝えします。

学校教育において一番大切なことは、児童生徒の心を育て、お互いを尊重して、子どもたちが安心して学校生活を送ることだと思います。しかし、子どもたちが成長する過程で、気づかずに友達を傷つけてしまうこともあるかもしれません。時には悪意をもって人を傷つけ、いじめてしまうかもしれません。もし、いじめが起こった場合は、教職員が一丸となり組織対応をして、被害児童生徒に寄り添いながら、加害児童生徒を指導し、日常から「いじめは絶対にゆるさない」という強い思いで、子どもたちにメッセージを送り続けたいと思います。被害児童生徒の気持ちを最優先にし、安心して学校生活を送ることができるように対応していきます。

【さつき学園いじめ基本方針】

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法第2条）また、「いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。」（同第3条）

《具体例》

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※上記の「いじめ」の中で、犯罪行為や児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察と連携した対応をとる必要がある。



特定の教職員で抱え込まず、直ちに情報を共有し、速やかに組織的に対応します。

2 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「問題行動対策委員会」
- (2) 構成員 管理職、当該学年教員、児童生徒支援コーディネーター、人権教育担当、生活指導担当、首席、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

3 いじめの防止・早期発見

- ①定期的にいじめの定義や対応を確認する。②教職員で児童生徒の変化や活躍を共有する。
- ③すべての児童生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ④定期的なアンケートや日常の観察等により実態把握をおこなう。アンケート等の情報は、集約し、全教職員間で共有する。⑤保護者、地域と連携して児童生徒を見守る。⑥教育相談窓口を設置し、学校・学年だより等で相談体制を広く周知する。⑦児童・生徒会を通じた活動により、児童生徒の主体性をはぐくむ。

【いじめに対する措置】

(1) 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアを最優先におこなうとともに、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に最も効果的である。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から反省し相手に対する謝罪の気持ちに至るような継続的指導が必要である。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に聞かれる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、その後報告を行う。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

特定の教職員で抱え込まず、「問題行動対策委員会」を中心として直ちに情報を共有し、速やかに組織的に対応する。事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

速やかにいじめを止めさせたいという思いで、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。また、いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取に当たっては、個別に行うなどの配慮をする。

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめに対して同調し、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」の児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けていた児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。また、「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、問題行動対策会議において対応を協議し、関係児童生徒から聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。また、情報モラル教育を進める。

書き込み等への対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等外部機関と連携して対応する。

